新潟県保険医会 FAXニュース 第100号

新潟県保険医会 〒950-0865 新潟市中央区本馬越 2-17-5 TEL (025)241-8625 FAX (025)241-4959 開所時間 月~金 9:00~17:30

(1) 令和 6 年度改定より 診療報酬、医療系介護報酬は6月施行に

令和6年診療報酬改定の告示、通知が3月5日付で厚労省ホームページに掲載されました。

なお、今年度より診療報酬の改定の施行は6月1日からとなります。その他の施行時期は下記表の通りです。

| ・診療報酬・特定保険医療材料及び材料価格・特定保険医療材料及び材料価格・企業報酬の医療系サービス(民宅廃業管理指導 | 令和6年4月1日より改定 | 令和6年6月1日より改定 |
|---|------------------------------|---|
| ・介護報酬のうち、石の4つを除いたサービス | 西 隻報酬のうち、右の4つを除いたサービス | 特定保険医療材料及び材料価格介護報酬の医療系サービス(居宅療養管理指導、 |

(2) 4月以降の新型コロナに関する取扱い

① コロナ治療薬の公費支援は3月末で終了

「新型コロナウイルス感染症の令和6年4月以降の医療提供体制及び公費支援等について」 (令和6年3月5日厚労省事務連絡)

- ・昨年10月以降、コロナ治療薬の薬剤料については、自己負担割合(1割~3割)に応じた公費支援が行われていましたが、当該コロナ治療薬の公費支援は今年3月末で終了されます。
- ・あわせて、入院医療費に係る公費支援も3月末で終了となります。

② コロナに係る診療報酬上の取扱いについて

「令和6年度診療報酬改定による恒常的な感染症対応への見直しを踏まえた新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の取扱い等について」 (令和6年3月5日厚労省事務連絡)

■全てのコロナ特例点数が3月末で終了

- ・新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的取扱いとして設定されていたコロナ特例点数が、 <u>今年3月末で全て廃止されます</u>。(特定疾患療養管理料(100 床未満の病院)(特例)(10 月以降)147 点、夜間・ 早朝等加算(特例)(10 月以降)50 点、看護配置加算(特例)(10 月以降)50 点、外来対応医療機関の時間外加 算の特例…等を含む全ての特例点数が廃止対象)
- ・今後の感染症対策に係る評価については、令和6年診療報酬改定において恒常的な感染症対応への見直 しを行うとされており、外来感染対策向上加算に新設予定の「発熱患者等対応加算」(月1回20点)等 で評価されると考えられます。

■包括点数と別にコロナ検査料、抗ウイルス剤を算定できる取扱いは5月末まで 【包括点数等と別に検査料を算定できる特例について】

- ・小児科外来診療料、(認知症) 地域包括診療料、小児かかりつけ診療料、生活習慣病管理料、手術前医 学管理料、在宅がん医療総合診療料といった<u>検査の費用を包括する点数の算定患者に対し、コロナに係</u> る検査を行った場合、別途コロナの検査実施料・判断料を算定できる取扱いが今年5月31日で終了され ます。
- ・介護医療院等に入所する患者に対しコロナに係る検査を行った場合、別途コロナの検査実施料・判断料 を算定できる取扱いも今年5月31日で終了となります。

【包括点数等と別にコロナに係る抗ウイルス剤を算定できる特例について】

- ・小児科外来診療料、小児かかりつけ診療料、在宅時(施設入居時等)医学総合管理料、在宅がん医療総合 診療料といった投薬の費用を包括する点数の算定患者に対し、抗ウイルス剤(新型コロナウイルス感染 症の効能若しくは効果を有するものに限る)を処方した場合、別途薬剤料を算定できる取扱いが今年5 月31日で終了されます。
- ・介護医療院又は介護老人保健施設に入所するコロナ患者に対し、コロナに係る抗ウイルス剤を投与した場合に当該薬剤料を算定できる取扱いは、当面継続されます(終了期間の明示なし)。

■外来感染対策向上加算 発熱患者の診療体制に係る施設基準が変更に

初再診料等に加算する**外来感染対策向上加算(要届出)**では、施設基準要件の一つとして「新興感染症の発生時等に、都道府県等の要請を受けて…発熱患者の診療等を実施する体制」が求められています。

現時点では「外来対応医療機関であって、その旨を公表している医療機関のうち、受入れ患者を限定しないもの」が当該体制にあたるとされていますが、<u>外来対応医療機関の指定・公表が3月末で終了される</u>ことに伴い、4月以降は以下の体制が基準となります。

| <u> </u> | | |
|---------------------|---|--|
| | 発熱患者等の診療に対応する医療機関であって、その旨を | |
| | ・「自院のホームページで公表している」 又は | |
| 2024 年4月~5月末 | ・「外来対応医療機関として 2024 年 3 月 31 日時点の県ホームページで公表さ | |
| | れていた」 | |
| | もののうち、受入患者を限定しないもの。 | |
| 0004年6日 | 都道府県知事の指定を受けた第二種協定指定医療機関(発熱外来に係る医療 | |
| 2024 年6月~ | 措置を講ずる医療機関に限る)である。(※その他の施設基準要件は今後発刊 | |
| (診療報酬改定後 ~) | される「点数表改定のポイント」等でご確認ください。) | |

■地域包括診療加算/地域包括診療料の研修要件の猶予期間

地域包括診療加算及び地域包括診療料の施設基準に規定される「慢性疾患の指導に係る適切な研修」は、2年毎の届出が必要とされています。これについて、新型コロナ感染拡大防止のため当該研修が中止される等のやむを得ない事情により、研修に係る施設基準を満たせない場合、届出を辞退する必要はなく、引き続き算定可能とする特例が4月1日以降も継続される旨が示されました。ただし、<u>当該特例は令和7(2025)年4月5日に終了されますのでご留意ください。</u>

(3) 生活保護(医療扶助)のオンライン資格確認が3月より開始

- ・今年3月より生活保護(医療扶助)のオンライン資格確認が開始され、マイナンバーカードを通じて医療 券の情報(受給者番号等)などを確認できる仕組みが導入されました。
- ・生活保護(医療扶助)のオンライン資格確認の導入・運用にはシステム改修等が必要ですが、現段階で導入は義務ではありません。また、導入に係る費用には助成金が支給されますが、令和6(2024)年3月2日以降の助成金申請については決まり次第周知するとされています。
- ・被保護者がマイナンバーカードを保有していない場合や、医療扶助のオンライン資格確認が未導入の医療 機関を受診等する場合等においては、引続き紙の医療券が発行されます。
- 生活保護(医療扶助)における要否意見書については、これまで通り紙媒体での運用となります。

(4) 訪問診療等のオンライン資格確認(居宅同意取得型)が4月より開始

今年4月より訪問診療等のオンライン資格確認(居宅同意取得型)が開始されます。自院での導入・運用にはシステム改修やモバイル端末の導入が必要です。なお、在宅医療のみを実施する医療機関については、令和6(2024)年12月1日までに当該システムの導入が義務づけられています。